平成２７年（フ）第３４８号
広島県三原市和田１丁目７－22コーポ伊藤202、住民票上の住所兵庫県宍粟市山崎町山崎480番地１
債務者　福田　浩三
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中上　幹雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３４９号
広島県三原市和田１丁目７－22コーポ伊藤202、住民票上の住所兵庫県宍粟市山崎町山崎480番地１
債務者　福田　佳美
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中上　幹雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４２８号
兵庫県姫路市飾磨区英賀春日町２－31、住民票上の住所兵庫県姫路市飾磨区矢倉町１丁目16番地１
債務者　入江健次郎
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　政希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１２０８号
さいたま市北区日進町３丁目440番地２　マイハウス204
債務者　澤村　利奈（旧姓中道）
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８６号
山口県下松市旗岡２丁目８番４－101号　旗岡市営住宅３棟
債務者　今井　英夫
1　決定年月日時　平成27年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第１０２３号
埼玉県川口市栄町２丁目２番10―606号　コスモ川口ロイヤルフォルム
債務者　工藤　友子（旧姓大工）
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２３４号
さいたま市西区大字植田谷本499番地１、旧住所神奈川県相模原市南区相模台６丁目21番14号　ピュア相模台Ⅱ　102号
債務者　西長　義徳
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３３１号
愛知県岡崎市羽根町字陣場３番地　羽根ハイツ102、前住所愛知県岡崎市蓑川新町２丁目６番地５　リトルアイランド303　１－Ｂ
債務者　西田　圭次
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第４７７号
大阪府泉大津市要池住宅４番703号、前住所大阪府貝塚市地蔵堂53番地160
債務者　藤濵　　勲
1　決定年月日時　平成27年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５２６号
大阪府泉佐野市上瓦屋903番地第２亀井マンション206、前住所大阪府泉南郡熊取町七山１丁目617番地の３Ｄ－101
債務者　林　　敏子
1　決定年月日時　平成27年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５３５号
大阪府岸和田市上町48番７－305号
債務者　和田　伸子
1　決定年月日時　平成27年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５５１号
大阪府岸和田市春木泉町10番24―502号、前住所大阪府岸和田市春木泉町11番16号
債務者　奥　　沙織（旧姓永）
1　決定年月日時　平成27年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５５２号
大阪府和泉市伏屋町３丁目22番81―606号
債務者　宇野　将平
1　決定年月日時　平成27年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５５６号
大阪府岸和田市春木泉町１番21―503号、前住所大阪府岸和田市上野町西27番８－402号
債務者　佐藤　　薫
1　決定年月日時　平成27年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１８０２号
札幌市南区常盤４条２丁目12番７号
債務者　加藤　由貴（旧姓森・飯田）
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部